

9. 会社の給与明細の見方

給与明細は会社ごとに違いますが、基本的な考えかたは多くの会社で変わりません。次に示してあるのは、月給制の給与明細書の一例です。

●手当は、会社によって違います。
従業員数10人以上の事業所であれば、就業規則でどのような手当が出るかが書いてありますので確かめてみてください。
一般的には職務手当、家族手当、住宅手当などがあります。

●時間外手当は、残業をすれば、どの会社でも支払われます。

勤務時間は、シフト制、フレックスタイム制、裁量労働制さいりょうろうどくせいの場合など会社によって違います。また、営業手当などの名前で残業分をふくむ場合があります。

勤務時間については、会社の就業規則しゅうぎょうきそくで確かめてください。

●支給総額は、すべての^{ちんぎん}賃金支給額合計です。

給 与 明 細 書		2025年4月分（支給日：2025年4月25日）	
支給額		控除金額	
項 目	金 額	項 目	金 額
基本給	190,000	健康保険	11,892
職務手当	10,000	介護保険	0
営業手当	0	厚生年金	21,960
家族手当	0	雇用保険	1,301
住宅手当	5,000	所得税額	4,840
通勤手当	11,920	住民税額	9,500
時間外手当	19,795	法定控除額小計	49,493
休日給	0		
夜勤手当	0	生命保険料	5,000
		一般財形貯蓄	0
		住宅年金財形貯蓄	5,000
		労働組合費	2,000
		その他控除額小計	12,000
		控除額合計	61,493
支給総額	236,715	差引支給金額	175,222

●健康保険、厚生年金保険、雇用保険については8ページ(3)を読んでください。

健康保険料・厚生年金保険料等を一般に社会保険料といいますが、社会保険に加えてきかどうかは働きかたによって違います。

パート・アルバイト・派遣だからといって、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に一律に入れないわけではありませんが、これらの保険料が控除されていない場合は、保険に入っていないことになります。実際に入れるかどうか疑問をもったときは、東京都労働相談情報センター（裏表紙）に相談しましょう。

●法定控除額は、税金や社会保険料など法律で決まっています。賃金から差し引かれる金額です。どこの会社でも差し引かれます。

●その他の控除額は、法定控除額以外に賃金から差し引かれる金額です。従業員の間で結ばれた労働協定にもつき、会社が生命保険料、財形貯蓄、労働組合費など、あなたのために差し引くものです。

労働協定なしに会社が一定金額を差し引くことはできません。

●控除額合計は、すべての控除額合計です。

●差引支給金額は賃金支給総額から控除額合計を引いた実際にあなたに手渡される支給金額です。賃金は現金で支給するのが原則ですが、最近はお座振込みの場合が多いです。

※ 給与明細書やタイムカードの記録などは、あとで必要となる場合がありますので、すぐ捨てずに、最低でも3年間は残しておきましょう。